



第5章 環境教育・市民協働の推進

施策 5 環境意識を高めます

関連する SDGs	本市で重視すべき視点	関連する SDGs	本市で重視すべき視点
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>子どもたちをはじめとするすべての市民が、持続可能な開発を促進するために必要な知識等を習得できるようにします。</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>市民や環境保全団体、事業者、行政が協働し、環境に配慮した、持続可能な開発目標を達成するための取り組みを強化します。</p>

1 節 環境教育の推進と環境意識の向上

1 これまでの取り組みと課題

◆持続可能な開発のための教育とは

現在、世界では気候変動や生物多様性の喪失、資源の枯渇等、人類の活動に起因する様々な問題が生じています。

こうした中、これらの問題を自らの問題としてとらえ、持続可能な社会を目指し行動できる人を育てるために行う学習・教育活動を、「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）」（以下「ESD」という。）といいます。

平成14年に、日本が「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で提唱したESDは、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつとされ、令和元年の国連総会で「SDGsの実現の鍵である」と採択されました。SDGsの実現には、持続可能な社会を構築する担い手の育成が不可欠であり、ESDは、SDGsのすべての目標の実現に貢献するものとされています。



[参考：日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ
「持続可能な開発のための教育(ESD)の更なる推進に向けて
～学校でESDを実践されている皆様へ～」]

(1) これまでの取り組み

◆国の取り組み

- ・平成24年に、国は、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を閣議決定し、「問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくこと」の必要性を示しました。
- ・また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)に、新たに「協働取組の推進」「学校教育における環境教育の充実」などが盛り込まれ、施行されました。

環境教育とは

「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義されています。

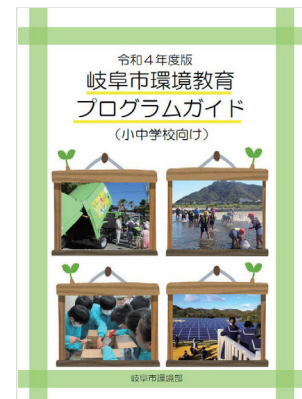
(「環境教育等促進法」第2条第3項より)

◆本市の取り組み

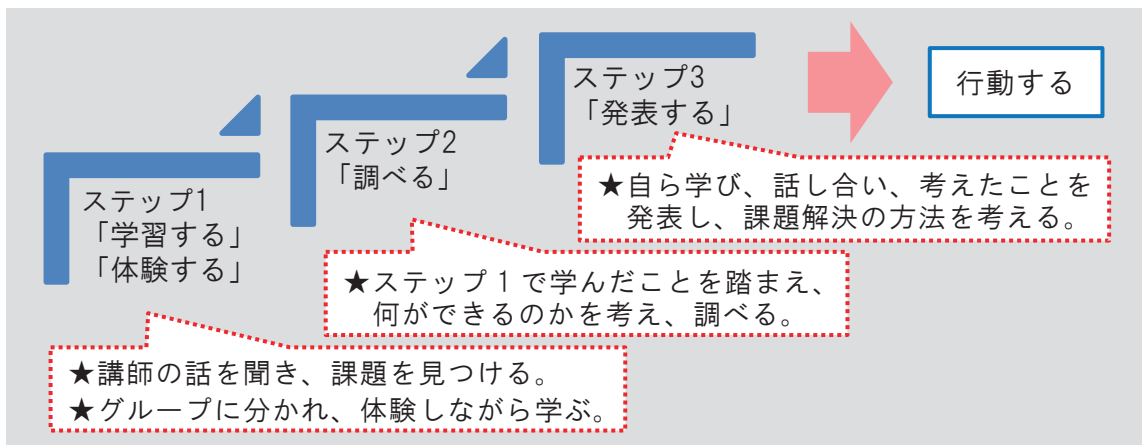
環境基本条例第4条では、「環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境に関する教育(学習を含む。)及び意識の啓発が行われなければならない。」と定めており、環境教育を優先する原則を掲げています。

また、小中学校を中心に、地球環境の現状や自然環境の保全、ごみの減量・資源化などの講座を実施するとともに、年間を通した「総合的な学習の時間」を活用した環境教育を展開し、子どもたちがただ学ぶだけでなく、自ら考え、行動ができる人材の育成に取り組んでいます。

そして、本市の環境に関する出前講座を、「総合的な学習の時間」をはじめとする学校授業に取り入れてもらうため、出前講座の内容をまとめた「岐阜市環境教育プログラムガイド(小中学校向け)」を作成し、学校での環境教育を推進しています。



環境教育プログラムガイド



「総合的な学習の時間」を活用した環境教育のモデル

◆環境意識の向上のための事業

- ・環境について関心を持っている大学生や高校生が集まり、環境に対する考えや環境活動体験などについて幅広く意見交換を行い、学生間のネットワークづくりに役立てる「学生環境会議」を開催しています。
- ・「生物多様性シンポジウム」や「ごみ減量フォーラム」など、様々な環境意識を高める催しを開催しています。
- ・子どもたちが環境について気軽に学べるよう、岐阜市環境白書を基に、小学校4年生から6年生を対象に「子ども環境白書」を作成しています。この子ども環境白書では「自然のこと（生物多様性のこと）」「地球温暖化のこと」「ごみ減量・資源化のこと」をわかりやすく解説しています。
- ・本市のごみ処理の概要をまとめた社会科副読本「ごみとわたしたち」を小学校4年生に配布し、学習に活用しています。
- ・ごみの減量・資源化をテーマとした小中学校向けの「ごみ1/3減量大作戦子どもポスターコンクール」を行っています。
- ・環境問題に対する専門的知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に助言を行うことができる人材である「環境カウンセラー」や各所の環境NPOによる環境教育を行っています。
- ・環境活動に顕著な功績のあった団体等に対して、「岐阜市環境活動顕彰」の表彰を行っています。
- ・令和4年に開設した「岐阜市リサイクルセンター」をはじめ、「DREAM★Solar ぎふ太陽光発電所」や「柳津資源ステーション」、「芥見りサイクルプラザ」などの環境施設を環境教育の拠点として活用しています。



ごみ1/3減量大作戦
子どもポスターコンクール
入選作品（令和3年度）

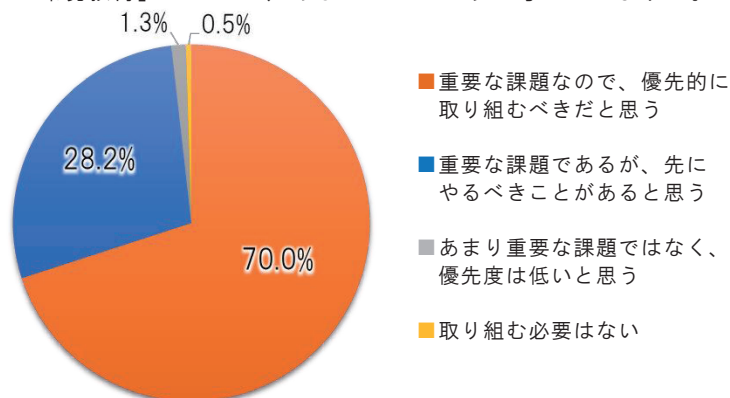


岐阜市リサイクルセンター
見学の様子

（2）結果と課題

- ・令和2年度の環境に関する出前講座の参加者数は5,340人と、平成28年度の3,681人と比べて大幅に増加しています。引き続き、多くの市民が出前講座に参加してもらえるよう、市民のニーズに即した環境学習のテーマなどを研究するなど、さらに出前講座の充実を図る必要があります。
- ・また、令和4年度に行った環境に対する意識調査アンケートの結果では、「環境教育が重要な課題なので優先的に取り組むべきだと思う」と回答した市民は70%であり、環境教育を通し、環境意識を向上する必要があります。

Q.「環境教育」について、あなたはどのように考えていますか。



2 今後の取り組み

市民の環境意識を高め、自ら考え、自ら行動することができる人を育成するため、多くの人が参加できる学びの機会をつくります。

なお、この環境基本計画は、環境教育等促進法第8条に規定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」を兼ねるものとします。

【環境教育等促進法】（平成15年法律第130号）

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

◆体験学習の開催

- ・環境に関心を持つきっかけづくりとして、環境について学ぶ出前講座や、金華山や長良川などの地域の自然資源を活用した体験型講座を実施することで、市民等の環境意識を高めます。
- ・年間を通して親子で自然体験できるアースレンジャー自然体験塾や、子育て中の親が自然について学べる講座などを開催します。



アースレンジャー自然体験塾
（10月開催の稲刈りの様子）

◆次世代の担い手の育成

- ・次世代を担う子どもたちの環境意識を高めるため、環境教育プログラムガイド等を活用して、学校での環境教育の充実に取り組みます。
- ・現在、市内の小中学校と特別支援学校のすべての児童生徒に、タブレット端末が貸与されていることから、環境学習の教材をデジタル化し、時間や場所にとらわれない学習を可能とします。
- ・子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断し、問題を解決する力を育むことを目指し、引き続き、年間を通した「総合的な学習の時間」を活用した環境教育を展開します。
- ・自然と触れ合い、自然の大切さを実感してもらえるよう、体験型環境教育の推進に取り組みます。
- ・「こどもエコクラブ」の地方事務局を設置し、発足式、交流会などのイベントを開催するとともに、こどもエコクラブの活動に対し、支援を行います。



◆環境情報の発信

- ・毎年、「岐阜市環境白書」を作成し、環境基本計画に掲げる施策の取り組み状況や、本市の環境の状況、そして環境問題に対する情報を発信します。
- ・自然・環境活動情報サイト「ぎふネイチャーネット」を活用し、本市の自然情報や自然環境保全活動団体の活動などを紹介します。

- ・様々な環境情報を、市ホームページや広報ぎふ、フェイスブックなどの SNS、本市のイベント等を通して、広く市民に情報を発信します。

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①環境学習をしている人の割合	43.8%	50%	環境に関するアンケートにおいて、環境学習をしていると回答した人の割合
②出前講座の開催回数	206回	増加	環境に関する出前講座の開催回数
③子どもの環境意識	78.2%	増加	アンケート調査において、環境学習等を通して、環境意識が高まったと答えた子どもの割合
④こどもエコクラブへの参加団体数	33団体	33団体	市内を拠点として活動するこどもエコクラブの団体数
⑤体験型環境教育の実施校数	14校	増加	体験型環境教育を実施した学校数

コラム シビックプライドについて

本市が考えるシビックプライドとは、これまで積み重ねてきた歴史や伝統、文化、風土、あるいは先人の営みなどを大切にしながら、市民一人ひとりが、これからも岐阜の地で、楽しく豊かに暮らし続けていくための原動力となる、まちへの愛着や誇り、まちに主体的に関わろうとする想いのことです。

本市は、金華山や長良川といった豊かな自然がありながら、市中心部では整備や開発が進み、都市的な要素も併せ持っています。岐阜ならではのまちの魅力を知り、体験することで、まちへの愛着や誇りが育まれます。また、環境教育を通し、岐阜の身近な環境を体験することで、自然を守ろうとする思いが高まります。自然豊かなまちであり続けるためにも、シビックプライドの醸成を図ることが大切です。

市役所に隣接する複合文化施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」では、本市の魅力的な情報を集めた拠点「ぎふ古今（シビックプライドプレイス）」を館内に設置するなど、積極的な取り組みを行っています。



ぎふ古今（シビックプライドプレイス）

2 節 市民協働による環境美化の推進

1 これまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

◆本市の取り組み

- 平成 11 年に、「岐阜市まちを美しくする条例」（以下「まちを美しくする条例」という。）を制定し、清潔で美しく快適なまちづくりのため、空き缶やたばこの吸い殻の散乱防止や犬猫のふん害の防止を規定しました。この条例では、環境美化の活動や施策は、市民等・事業者・占有者等及び市が協働し、それぞれの役割分担の下に取り組むことを基本理念としています。

【岐阜市まちを美しくする条例】（平成 11 年条例第 15 号）（一部抜粋）

（基本理念）

第 3 条 環境美化のための活動及び施策は、市民等、事業者、占有者等及び市が協働し、すべての者の参加及び公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことを基本理念として行われなければならない。

（路上喫煙禁止区域内における喫煙の禁止）

第 12 条 何人も、路上喫煙禁止区域内の公共の場所においては、喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した喫煙場所においては、この限りではない。

（空き缶等ごみの投棄等の禁止）

第 13 条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理している場所（公共の場所等という。）にみだりに空き缶等ごみを捨ててはならない。

2 何人も、公共の場所等においてその犬等が排泄したふんを放置してはならない。

- 市民協働による環境美化活動は、まちを美しくする条例に基づき、毎年 5 月 30 日と 11 月の第 3 日曜日を「環境美化の日」と定め、主に自治会を中心に、市内で一斉清掃活動を行っています。

環境美化の日

5 月 30 日	5・3・0（ごみゼロ）運動
11 月第 3 日曜日	クリーンシティぎふの日運動



ごみゼロ運動の様子

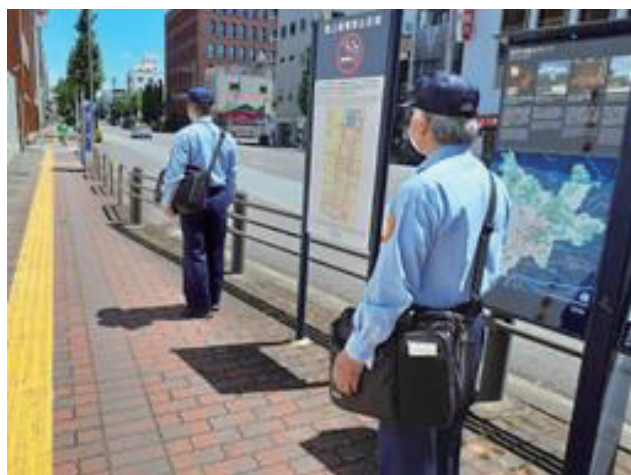
- 自治会連合会長で構成される「岐阜市都市美化推進連絡協議会」は、都市美化に資する活動（ごみゼロ運動、クリーンシティぎふの日運動などの公共の場所における清掃活動等）を行っており、本市は、その活動に対する補助金を交付しています。
- 道路や公園などの公共空間の美化活動を行う団体を「岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”」として登録し、その都市美化活動等に対して支援を行っています。

- ・まちを美しくする条例に基づき、たばこの吸い殻のポイ捨て防止のため、路上喫煙禁止区域を指定し、指定喫煙場所を除く禁止区域内の屋外で喫煙した場合には、まちを美しくする条例施行規則で定められた過料を科しています。

路上喫煙禁止区域一覧

指定区域	指定日	効力発生日
JR 岐阜駅周辺、長良橋通り、玉宮通り、柳ヶ瀬及び市役所（旧本・南庁舎）周辺	平成 20 年 8 月 22 日	平成 20 年 10 月 1 日 （平成 21 年 1 月 1 日から 過料徴収開始）
金華山の 10 の登山道、岐阜公園の一部、川原町界隈	平成 23 年 3 月 1 日	平成 23 年 9 月 1 日 （同日から過料徴収開始）
みんなの森 んぎふメディアコスモス周辺	平成 27 年 2 月 12 日	平成 27 年 8 月 1 日 （同日から過料徴収開始）
JR 岐阜駅東区域	平成 30 年 11 月 15 日	平成 31 年 3 月 1 日 （同日から過料徴収開始）
市役所新庁舎及びみんなの森 んぎふメディアコスモス敷地内	令和 3 年 3 月 2 日 （指定の解除）	令和 3 年 5 月 6 日 （健康増進法による喫煙禁止の対象となるため、市役所新庁舎の開庁に合わせて、指定を解除）

<路上喫煙禁止区域図>



路上喫煙防止指導員によるパトロールの様子

- ・長良川における環境保全活動として、長良川の上流域から下流域の18市町や企業、環境保全活動団体で「長良川流域環境ネットワーク協議会」を設立し、次世代を担う子どもたちに対する環境教育や、長良川の上流域から下流域までの水質調査、河川敷での清掃活動等を行っています。



水質調査の様子

(2) 結果と課題

- ・美化活動を推進するため、より多くの市民と、ごみゼロ運動やクリーンシティぎふの日運動などを展開し、環境美化の意識の向上を図る必要があります。
- ・ポイ捨てごみの総数は、減少傾向にありますが、ポイ捨てごみゼロを目指し、様々な広報媒体を活用し、周知啓発に努め、さらなるポイ捨てごみの減少に取り組む必要があります。

2 今後の取り組み

◆市民協働による環境美化の推進

- ・市民や企業などと連携し、ごみゼロ運動やクリーンシティぎふの日運動など、環境美化活動を推進します。
- ・ごみのポイ捨てや路上喫煙を防止するための啓発を強化します。
- ・ボランティア団体と連携し、長良川における環境美化活動とその啓発を推進します。
- ・令和5年度から、本市の長良川流域が、県の「清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画」の「重点モデル区域」として指定されます。この取り組みは、専用アプリを使用して河川の散乱ごみの状況や清掃活動の成果をウェブページに掲載することにより、河川の清掃活動を推進し、活動の輪を拡大するものです。

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①ごみゼロ運動・クリーンシティぎふの日運動における参加人数	41,883人	42,000人	岐阜市都市美化推進連絡協議会から報告された参加人数

3 節 環境重点地区の設定

1 これまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

環境重点地区とは、環境基本条例第 9 条に基づく「環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区」のことであり、本計画において設定しています。

第 4 次計画では、環境重点地区として、長良川区域・金華山区域・^{どどがみね}百々ヶ峰区域を「豊かな生物多様性を保全する区域」に、また、中心市街地区を「低炭素都市のまちづくりを推進する区域」に定め、環境に配慮したまちづくりを推進してきました。

◆豊かな生物多様性を保全する区域

- ・「豊かな生物多様性を保全する区域」では、貴重な動植物が生息・生育していることから、生物多様性の保全を最優先とし、自然環境保全活動団体とともに保全活動を行ってきました。
- ・金華山の麓の^{だちぼくぼら}達目洞に自生する「ヒメコウホネ」は、「岐阜市自然環境の保全に関する条例」により、「貴重野生動植物種」に指定されており、その生息地は「自然環境保全地区（特別保全地区）」に指定されています。



だちぼくぼら
達目洞

◆低炭素都市のまちづくりを推進する区域

- ・「低炭素都市のまちづくりを推進する区域」では、集約型市街地の形成によるエネルギー利用の効率化を図っています。
- ・また、この区域に、本市の長い日照時間や豊かな地下水といった地域特性を最大限に活かし、再生可能エネルギーを活用した設備の導入など、環境に配慮した岐阜市庁舎を建設しました。



岐阜市庁舎

コラム 環境の日について

6月5日は、環境基本法で「環境の日」と定められています。令和4年に、環境省は「環境の日」の認知度向上や環境問題への意識向上のため、「#環境の日はグリーン」を展開し、その取り組みの1つとして、日本全国の約260施設で、環境について想起させる「グリーン」の特別ライティングを行いました。そして、令和4年6月5日に、本市の新たなシンボルとして建設された市庁舎で、ライティングを実施しました。



ライティングの様子

(2) 結果と課題

環境に対する意識調査アンケートの結果によると、環境重点地区にどのような貴重な動植物が生息しているか、また、どのような保全活動がされているのか、多くの市民に知られていない状況にあります。

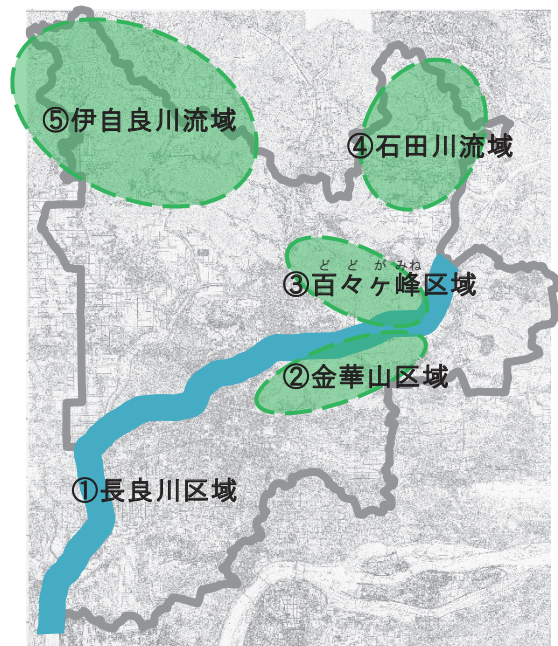
そこで、環境重点地区の重要性を知ってもらうため、次の取り組みを行うことが必要となります。

- ・豊かな生物多様性を保全する区域において、市民が実際に豊かな自然に触れ、その体験を通して自然の大切さを実感してもらうことが必要です。
- ・自然環境保全活動団体などが行う区域内での活動を支援することで、豊かな生物多様性の保全につなげていくことが必要です。
- ・低炭素都市を目指すまちづくりから、さらに、脱炭素都市を目指すまちづくりに移行していくため、市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践し、その意識の向上を図ることが必要です。

2 今後の取り組み

◆生物多様性保全推進区域

- ・長良川や金華山、百々ヶ峰は、まちなかにありながら生物多様性を有する、本市の豊かな自然を表す環境シンボルとなるものです。
- ・また、「岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータブック 2023」によると、石田川流域及び伊自良川流域の北部には、レッドデータブックに掲載された貴重な動植物種が約 100 種確認されています。
- ・これらのことから、本計画では、①長良川区域、②金華山区域、③百々ヶ峰区域、④石田川流域、⑤伊自良川流域を環境重点地区として、「生物多様性保全推進区域」に定めます。
- ・そして、この区域において開発を行う場合には影響を最小限となるよう配慮し、豊かな生物多様性を保全していきます。
- ・また、周辺区域にも、レッドデータブックに掲載される希少な生きものが生息・生育しているため、周辺区域も合わせて、保全を実施することを検討していきます。
- ・生物多様性保全推進区域では、国や県、研究機関と連携して、動植物の分布状況を把握するとともに、市民や自然環境保全活動団体による取り組みを推進し、協働による保全を目指します。
- ・この区域では、市民や自然環境保全活動団体などの取り組みを推進するために、その保全活動を支援していきます。



生物多様性保全推進区域

- ・市民に、本市の豊かな自然等を実感してもらえるよう、長良川での水生生物調査や、金華山・百々ヶ峰・長良川でのクアオルト®健康ウォーキングなど、自然とのふれあいができる体験型講座を開催し、環境意識の向上を図ります。



長良川での水生生物調査の様子

環境重点地区	具体的な取り組み	区域
生物多様性保全推進区域	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を保全することを最優先とし、区域内の保全活動を支援する ・豊かな自然を通し、環境意識の向上を図る 	①長良川区域 ②金華山区域 ③百々ヶ峰区域 ④石田川流域 ⑤伊自良川流域

コラム クアオルト®健康ウォーキングについて

クアオルト健康ウォーキングは、ドイツのクアオルト（健康保養地）で、心臓病のリハビリや高血圧症、骨粗しょう症等の改善のために行われている運動療法を基に、日本で考案された健康づくりのためのウォーキングです。

個々の体力に応じて、安全で効果的な有酸素運動として実践できるよう、指導者とともに、あらかじめ計測された野山のコースを、心拍数、血圧、体表面温度を計測しながら歩きます。

現在、本市では、2つのコースが、日本クアオルト研究所から「クアの道」の認定を受けています。

- ・金華山・長良川・岐阜公園コース
- ・百々ヶ峰・ながら川ふれあいの森コース

両コースとも、本市ならではの景観や豊かな自然等を楽しむことができ、健康づくりとともに、自然を感じることでできるコースとなっています。



クアオルト®健康ウォーキングの様子

◆ぎふ脱炭素化促進区域

- ・本計画では、環境重点地区として、中心市街地区域を「ぎふ脱炭素化促進区域」に定めます。
- ・この区域では、都市機能を集約したコンパクトなまちを目指し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用など、環境負荷の少ない移動手段を促進します。
- ・あわせて、この区域の市有施設を中心に、省エネ活動と再生可能エネルギーの活用を促進し、その効果を波及させます。



ぎふ脱炭素化促進区域

環境重点地区	具体的な取り組み	区域
ぎふ脱炭素化促進区域	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ活動と再生可能エネルギーの活用を促進する ・環境負荷の少ない移動手段を促進する 	⑥中心市街地区域

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①生物多様性保全推進区域内での保全活動支援回数	33回	増加	生物多様性保全推進区域内での保全活動を環境部が支援した回数
②中心市街地の歩行者・自転車通行量	38,600人 / 日	45,700人 / 日	中心市街地の21地点（つかさのまち周辺、柳ヶ瀬、神田町・玉宮、岐阜駅周辺）における歩行者及び自転車の通行量